

議案第 8 1 号

延滞金の利率の見直しに伴う関係条例の整備について

延滞金の利率の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

平成 25 年 5 月 31 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

延滞金の利率の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(松阪市税外収入金に対する督促手数料等に関する条例の一部改正)

第 1 条 松阪市税外収入金に対する督促手数料等に関する条例 (平成 17 年松阪市条例第 113 号) の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

(延滞金の割合の特例)

5 当分の間、第 4 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合 (当該年の前年に租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号) 第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。) が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年 (以下この項において「特例基準割合適用年」という。) 中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合 (当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合) とする。

(松阪市介護保険条例の一部改正)

第 2 条 松阪市介護保険条例 (平成 17 年松阪市条例第 145 号) の一部を次のように改正する。

附則第 7 項「延滞金額の」を「延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び」に、「各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法 (平成 9 年法律第 89 号) 第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号) 第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合 (当該割合に 0.1 パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年 (以下この項において「特例基準割合適用年」という。) 中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3

パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合」に改める。

（松阪市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第 3 条 松阪市後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年松阪市条例第 65 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 条を加える。

（延滞金の割合の特例）

第 4 条 当分の間、第 6 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とする。

（松阪市市町村整備型浄化槽の整備に関する条例の一部改正）

第 4 条 松阪市市町村整備型浄化槽の整備に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 151 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を次のように改める。

（延滞金）

第 9 条 分担金及び使用料を納付期日までに納付しない場合における延滞金については、松阪市税外収入金に対する督促手数料等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 113 号）に規定する延滞金の例による。

（松阪市国民健康保険高額医療費資金貸付条例の一部改正）

第 5 条 松阪市国民健康保険高額医療費資金貸付条例（平成 17 年松阪市条例第 143 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条（見出しを含む。）中「延滞金」を「違約金」に、「当該期日」を「支払期日」に、「年 14.6 パーセント」を「地方税の滞納処分の例による延滞金」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

（松阪市国民健康保険出産費資金貸付条例の一部改正）

第 6 条 松阪市国民健康保険出産費資金貸付条例（平成 17 年松阪市条例第 144 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条（見出しを含む。）中「延滞金」を「違約金」に、「当該期日」を「支払期日」に、「年 14.6 パーセント」を「地方税の滞納処分の例による延滞金」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

（松阪市松阪市民病院医師等修学資金貸与条例の一部改正）

第 7 条 松阪市松阪市民病院医師等修学資金貸与条例（平成 23 年松阪市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条の見出しを「(違約金)」に改め、同条第 1 項中「被貸与者は、」を「市長は、被貸与者が」に、「年 14.6 パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない」を「地方税の滞納処分の例による延滞金の割合を乗じて計算した金額に相当する違約金を徴収するものとする」に改め、同条第 2 項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条から第 7 条までの規定は、公布の日から施行する。

（松阪市介護保険条例に関する経過措置）

2 第 2 条の規定による改正後の松阪市介護保険条例附則第 7 項の規定は、延滞金のうち平成 26 年 1 月 1 日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。